

「成年後見実務の運用と諸問題」

平成29年12月18日、弁護士会館講堂クレオにて、東京家庭裁判所後見センターの日景聡裁判官、村井みわ子裁判官、小西俊輔裁判官をお招きし、東京三弁護士会主催「成年後見実務の運用と諸問題」と題した研修会が実施された。

本研修会は、東京三弁護士会の会員から予め寄せられた質問事項に回答いただく形式で行われ、加えて、平成30年1月1日より専門職後見人等が届け出た印鑑に関する書記官名の証明書を交付する運用が開始されることに伴い、印鑑届の書式、申請方法及び利用場面等について説明していただいた。

講演内容は充実したものであり、今後の成年後見業務を行う上で役立つ重要な事項に関する知識を修得することができ、大変有意義なものだったが、今回の研修会に参加できなかった会員の方々にも情報を提供し、今後の成年後見業務に役立てていただきたく、LIBRAへ掲載する運びとなった次第である。

高齢者・障害者の権利に関する特別委員会

後見センターにおける後見開始等に関する最新のデータ

1 後見開始等事件の終局件数

成年後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任について、平成29年1月から11月までの間における東京家裁本庁の終局件数は、合計で約3160件であり、内訳は、後見開始が約2500件で全体の約79%、保佐開始が約400件で全体の約13%、補助開始が約120件で全体の約4%、任意後見監督人選任が約110件で全体の約4%となっている。うち認容されたものは合計3000件強となっており、全体で約96%を占めている。

2 開始等事件の終局までの審理期間

平成28年1月から12月までの東京家裁本庁及び立川支部の終局までの審理期間は、1か月以内に終局したものが62.4%（昨年56.4%）、3か月以内に終局したものが92.5%（昨年91.8%）、6か月以内に終局したものが98.7%（昨年とほぼ同じ）となっている。

3 開始等事件における後見人等に占める弁護士の割合

平成28年1月から12月までに東京家裁本庁及び立川支部において開始された後見等事件において選任された後見人等のうち、親族後見人の割合は32.4%（昨年35.9%）、弁護士後見人の割合は21.2%（昨年16.8%）、司法書士後見人の割合は30.3%（昨年32.8%）、社会福祉士後見人の割合は8.4%（昨年7.6%）となっている。

申立てから開始まで

1 後見人が本人の代理人としてその親族につき後見を申し立てることの可否

例えば、夫につき既に後見が開始され、専門職後見人が選任されている場合において、妻についても判断能力の低下が認められた場合に、夫の後見人が夫を代理して、妻につき後見申立てをすることができるか。

この点については、別冊判例タイムズ「後見の実務」36号21頁に記載があるが、後見センターは、設問のような申立てはすることができないと解している。後見人が代理権を有する「本人の財産に関する法律行為」（民法859条1項）に、親族についての後見開始審判申立行為が含まれるかどうか疑義があるため、というのがその理由である。したがって、設問のような申立てがされた場合、裁判所は申立ての取下げを促している。

そこで、これに代わる申立方法・代替手段を提案させていただくと、まず、他に申立権を有する親族がいれば、その親族に申立てを促していただきたい。また、申立てができる親族がないというケースでは、本人申立てを検討していただきたい。後見の本人申立ては認められないと考えている専門職もおられると聞いているが、本人が後見相当であっても、手続行為能力は認められており（家事事件手続法118条1号）、意思能力がある限り申立ては可能である。

したがって、設問でいえば、本人である夫の後見人弁護士が妻を事実上援助して、妻を申立人兼本人とする後見開始申立てをするか、あるいは妻から委任を受けて妻の手続代理人弁護士として後見開始申立てをするということが考えられる。ただし、妻に意思能

力がないと判断される場合には、妻本人による申立てという形を取ることはできないため、その場合は、首長申立てを検討していただくを得ない（老人福祉法32条、知的障害者福祉法28条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律51条の11の2ほか）。

2 対立親族が本人を囲い込んでいる場合における手続

本人の子らの間で本人の財産をめぐる対立があり、子らの1人が後見申立てをしたところ、本人につき鑑定を実施することになった。

ところが、申立人以外の子が本人を連れ去って囲い込み、後見開始を拒否し、鑑定も拒否する旨の本人直筆の手紙を裁判所へ提出するなどし、鑑定医による往診も拒絶する姿勢を示している。

このような事例の場合、裁判所としてはどのような対応をとることになるのか。

設問のような親族によるいわゆる囲い込み事案では、当該親族が後見制度についての理解不足や誤解などに基ついて、後見開始や鑑定を拒否していることも多い。そのため、まずは家庭裁判所調査官による親族調査を行い、その親族の意向等を確認する中で、中立の立場で制度や手続に関する説明を行いつつ、鑑定への協力を求めている。ほとんどのケースでは、この段階で鑑定を実施することができている。

親族調査によっても鑑定実施への協力が得られず、その協力がなければ事実上鑑定を実施することが不可能という場合には、調査官が本人調査のために本人のもとを訪れ、本人の制度利用についての意向や鑑定を受けることについての意向を聴取するとともに、本人の生活状況について確認をすることもある。また、審問期日を指定して当該親族を呼び出し、裁判官が当該親族に対する審問を実施する中で、制度利用についての理解を求めることもある。

3 法定後見と任意後見の競合において前者が優先する場合の判断と手続

任意後見監督人選任の申立てが先行しても、監督人の選任がされないまま、裁判所の判断により法定後見が開始されることがあるが、どのような事案につき、どのような事情の下で、そのような判断がされる場合があるのか。

また、そのような事案では、どのような手続がとられた上で法定後見が開始されることになるのか。

任意後見監督人選任申立てがあっても、家庭裁判

所調査官による本人調査において、本人が任意後見契約の発効に同意しなかったという事案では、任意後見監督人を選任できないことになるが（任意後見契約に関する法律4条3項参照）、本人保護の観点から本人のために後見等の手続をとる必要があると思われる場合には、申立人に対し、任意後見監督人選任の申立ての取下げを促すとともに、法定後見開始の申立ての検討を促している。これにより申立てがあり、法定後見を開始する要件を充たすものと判断されれば、法定後見を開始することになる。ただし、本人が明らかに事理弁識能力を欠いており、その意味を理解しないまま同意しない旨を述べているような場合は、「本人がその意思を表示することができないとき」（同項ただし書）に該当するものとして、本人の同意なしで任意後見監督人を選任することがある。本人が同意していないという一事をもって任意後見監督人選任申立ての取下げを促しているわけではないので、その点にご注意いただきたい。

また、任意後見契約上の代理権の範囲が狭すぎて任意後見人が必要な事務を行えない場合、あるいは申立ての目的とされている必要な法律行為が任意後見契約上の代理行為に含まれていない場合で、本人が新たに任意後見契約を締結することもできないという事案において、本人保護の観点から本人のために後見等の手続をとる必要があると思われる場合は、申立人に対し、法定後見を開始しなければ本人保護が図れないおそれがある旨を説明して、同申立ての取下げの検討を促している。これにより申立てがあり、法定後見を開始する要件を充たすものと判断されれば、法定後見を開始することになる。

4 法定後見と任意後見の競合における任意後見契約の効力に関する判断

親族申立てにより法定後見開始申立てが先行し、その親族から本人は後見相当である旨の診断書が提出されたが、申立てを知った別の親族が本人との間で任意後見契約を締結した上で、任意後見監督人選任申立てをすることにより、申立てが競合する場合がある。

その場合、任意後見契約締結時点における本人の判断能力は、一般的にどのような方法で把握され、判断においてどのように考慮されるのか。

任意後見契約締結時点における本人の判断能力は、一般的に診断書や鑑定結果の内容・時期などから推認している。

ただし、契約締結時点において「本人が後見相当

であったこと」が明らかになったとしても、そのことだけで直ちに当該任意後見契約を無効と判断できるケースは乏しいと思われる。「後見相当」といってもその幅は広く、任意後見契約の意味を理解した上で締結しているケースもあると思われるし、公証人もそのように判断した上で公正証書を作成したことが推認されるからである。

そもそも任意後見契約締結当時、本人の判断能力が後見相当と診断される程度まで低下していたことは、法定後見を優先させる方向に働く事情ではあるが、これのみをもって直ちに法定後見を優先させるべきという結論に至らせる決定的な事情とまではいえないと考えている。つまり、任意後見契約締結時における本人の判断能力は、任意後見契約の内容、受任者の適格性、任意後見契約締結の経緯など他の事情との関係を踏まえて、相対的な観点から考慮されるものであり、他の事情を踏まえれば、本人が契約内容を十分に理解した上で自発的に契約を締結したと評価されることが必要な事案であるにもかかわらず、本人の判断能力からすると本人の理解・自発性に疑義があるという場合には、本人の自己決定権を尊重するという任意後見優先の趣旨が後退して、任意後見ではなく法定後見を開始することになるものと思われる。

例えば、任意後見契約の内容が受任者に対して広範かつ網羅的な代理権を与えているケースにおいては、限定的な代理権が挙げられているケースよりも、本人が代理権の内容を十分に理解した上で契約締結したか否かが重視されることになり、本人の判断能力低下の程度によっては、法定後見を優先すべき方向に傾きやすくなる。また、任意後見受任者が本人の利益を害する行為に及んだことがあるという事情があるなど受任者の適格性に疑問があるケースにおいては、本人が受任者の適格性を含めて契約内容について慎重に検討し、十分に理解した上で自発的に任意後見契約を締結したか否かが重視されることになるが、これに疑義が生じる程度に本人の判断能力が低下していたという場合には、法定後見を開始することが多いと思われる。

5 自薦候補者の選任に関する判断

親族間紛争がある場合は、申立人が特定の弁護士を後見人候補者として挙げたとしても、当該弁護士は後見人に選任されないことがあるが、そのような事情の下でも当該弁護士が選任されるのはどのような場合か。

類型が保佐や補助であって、当該弁護士と本人との信頼関係が強い場合（例えば、当該弁護士が長期間

にわたって本人の顧問を務めていた場合など）はどうか。

親族間紛争があっても、親族照会等の結果、申立人以外の親族が自薦候補者である当該弁護士が後見人等に選任されることに同意すれば、当該弁護士を選任することになるので、本問では、申立人以外の親族が当該弁護士を後見人等に選任することに反対しているケースを前提に説明させていただく。また、後見人等として誰を選任するかは事案に応じて担当裁判官が個別に判断するものであるから、あくまで一般論であることにご留意いただきたい。

(1) 後見類型

まず後見類型については、親族間紛争があって、申立人と対立する親族が自薦された当該弁護士の選任に反対している場合において、あえて当該弁護士を選任するケースというのは、ほぼ考えられない。当該弁護士を選任しても、対立親族が後見人による後見事務に協力しない可能性が高いのみならず、裁判所の中立性にも疑義を抱かれるおそれがあるため、通常、第三者弁護士を選任していると思われる。あえていうなら、親族間紛争の程度が小さく、親族の反対も強いものとはいえず、かつ、本人の利益のために当該弁護士を選任する必要性が高いという場合には、当該弁護士を選任することも考えられないことはない。しかしながら、親族間の紛争性の程度は分かりにくいところもあり、対立親族が抵抗するリスクを踏まえてもお当該弁護士を選任する必要性が高いケースというのあまり想定できないため、通常は、親族間紛争があれば、自薦された弁護士を選任せずに第三者弁護士を選任していると思われる。

(2) 保佐類型

次に保佐類型については、他の親族が反対していても、設問の例のように本人と当該弁護士との信頼関係が強いことから、本人が当該弁護士が保佐人に選任されることを強く希望しており、当該弁護士でなければ保佐開始や代理権付与に反対するなど第三者保佐人では実質的な援助が期待できないという場合には、当該弁護士を選任することもある。ただし、親族間紛争の程度、対立親族が述べる反対理由、本人と当該弁護士との関係性なども総合考慮した上での個別判断となる。

(3) 補助類型

最後に補助類型については、基本的には本人の意見を重視しているため、他の親族が反対していても、本人が当該弁護士が補助人に選任されることを希望する場合には、第三者補助人でなければ開始後の補助業務に支障が生じる程度に親族間紛争が深刻であるな

どの事情がない限り、当該弁護士を選任することが多いと思われる。

6 監督人の選任に関する判断

後見事件について、資産が高額であることを理由に監督人を選任する基準について、弁護士、司法書士、社会福祉士及び親族後見人で違いはあるか。違いがある場合、具体的な基準はどのようなものか。

資産が高額であることを理由とした監督人の選任については、後見人が親族又は非専門職（名簿非登載者）である場合と、後見人が専門職（名簿登載者）である場合とで違いがある。

(1) 親族又は非専門職が後見人の場合

管理財産のうち流動資産が1000万円以上あるが、後見制度支援信託の利用がないか信託利用に適さないという事情がある場合には、原則として後見監督人を選任している。この基準については、後見サイト、後見センターレポート、親族後見人等向けに配布しているハンドブックにも記載があり、公表しているところである。

(2) 専門職である弁護士・司法書士・社会福祉士が後見人の場合

親族後見人や非専門職後見人と異なり、専門職後見人は、所属する専門職団体において研修を受けたり、所属する専門職団体から事実上の監督を受けたりしているため、この点を考慮して、流動資産が1000万円以上ある場合であっても直ちに監督人を選任する運用はしていない。専門職後見人については、管理財産のうち流動資産が1000万円を超えて相当程度高額に至っているケースにおいて、後見人の職種や財産内容、事案等を踏まえて、裁判官が必要と判断した場合に監督人を選任している状況である。内部的には、専門職の職種ごとに監督人選任のための一応の目安はあるものの、その公表はしていないのでご理解いただきたい。

7 開始審判前の保全処分申立てにおける留意点

開始審判前の保全処分（財産管理者の選任、後見等命令）は、どのようなケースで実際に発令されているか。また、申立てに際してどのような点に留意すべきか。

(1) 発令事例について

ア 財産管理者の選任

開始審判前の保全処分としての財産管理者の選任は、本人、親族又は第三者が本人財産を管理している現状のまま開始審判の確定を待っているのでは、本人の生命・身体や財産に損害が生

ずるおそれがある場合に、発令されている。

具体的には、①第三者・親族等が本人の判断能力低下に乗じて低廉な価格で本人所有不動産を取得・処分しているような場合、②本人財産を管理している親族等が本人財産を費消したり、不自然に預貯金を払い戻したりしている場合、などが挙げられる。

イ 後見等命令

財産管理者が選任されていても、本人の財産処分権は影響を受けないため、本人が自ら不当な財産処分行為に及ぶおそれがある場合には、財産管理者の選任に加えて後見等命令を発令することがある。

具体的には、①第三者・親族等が本人の判断能力低下に乗じて低廉な価格で本人所有不動産を取得・処分しようと本人に接触していて、これに応じる形で本人が自ら不動産等を処分するおそれがある場合、②判断能力が低下している本人が自身には何ら利益がないにもかかわらず、第三者や親族らに預貯金・現金などを贈与している場合、などが挙げられる。

ウ 関係人に対する事項指示

条文上、事件の関係人に対し、本人の生活、療養看護もしくは財産の管理に関する事項を指示する発令も可能であるが（家事事件手続法126条1項ほか）、発令しても勧告的効力を有するにすぎず強制力もないため、発令例はほとんどない。この発令を求める場合には、必要性についてよく検討した上で申立てをしていただきたい。

(2) 申立てに際しての留意点

開始審判前の保全処分を発令するためには、①開始審判事件の申立てがなされていること、②開始審判認容の蓋然性があること、③保全の必要性があること、という3つの要件が必要である。

そのため、申立てをする際には、これらの要件を満たしているか、これに関する説明や疎明ができているかを確認していただきたい。

特に③保全の必要性については、財産管理者の選任を求める場合には、さらに(1)アで述べたような本人の財産等に損害が生ずるおそれがあることについて、具体的な事実を示して説明をしていただきたい。また、財産管理者の選任だけでなく後見等命令の発令も求める場合には、さらに本人が自ら不当な財産処分行為に及ぶ恐れがあることについての具体的な説明も必要になる。このような説明がない場合や、財産を管理す

る人がいないといった抽象的な説明しかない場合には、保全の必要性を認めることが難しいとして、取下げを勧告するケースもあるので、注意していただきたい。

なお、後見センターでは、親族間紛争もなく鑑定を実施する必要もなければ、申立後速やかに本案である後見等開始審判をしている。そのため、保全の必要性が一応あるけれども、開始審判確定までの2週間程度であれば問題がないといったケースについては、保全の申立てをしないということも考えられるし、また、裁判所から鑑定実施を伝えられ、あるいは即時抗告がされたことにより、開始審判確定までに相当期間を要することが判明した時点で、保全処分の申立てを検討するという方法も考えられるので、参考にしていきたい。

後見事務 (後見制度支援信託を含む。)

1 初回報告における年間収支予定表及び財産目録の記載

民法853条1項が1か月以内に財産調査を終えて財産目録を作成しなければならないとしていることとの関係で、初回報告における財産目録には、どの程度の正確性が要求されるか。株式の配当金など、年によって金額が異なる収入がある場合、初回報告における年間収支予定表にはどの程度具体的な記載をすればよいか。例えば、過去の実績に基づいて配当金の予想額を算出する必要があるか。

後見人には、選任後速やかに、本人の財産を調査し、目録を作成してその内容を把握するとともに、本人の財産内容や身上監護状況を踏まえ、年間の支出額を予定することが求められている。一方、裁判所は、後見監督の一環として、後見人が作成した財産目録及び年間収支予定表の提出を求めているのであるが、その提出期限は、原則として選任から2か月以内としている。そのため、初回報告として裁判所に提出する財産目録の正確性については、民法853条1項所定の1か月という期間ではなく、初回報告の提出期限を踏まえた2か月という期間を前提として考えていただきたい。

初回報告における財産目録に求められる正確性の程度については、財産ごとに、その後の後見事務における位置付けや、財産調査の難易等によって異なるものと思われる。例えば、預貯金については、今後の本人の生活設計の基礎となるものであって、通常であればその存否ないし額の調査に困難性を伴うことが少ない上、

裁判所の後見監督においても預貯金の存否ないし額の増減の把握に重点が置かれることとなるため、初回報告までに必要な調査を尽くし、可能な限り、通帳の写しや残高証明等の裏付けに基づく正確な報告をいただきたい。初回報告後に高額な預貯金の存在が判明した場合は、定期報告を待たずに裁判所にご報告をいただきたい。これに対し、有価証券や保険等の財産については、直ちに本人の生活設計の基礎となることは少ない上、その存否や裏付けの収集にも相応の時間を要することがあることから、預貯金と比較すれば、初回報告における正確性の要請は小さくなるものと思われる。

年間収支予定は、その時点で把握されている財産の内容に基づいて作成するものであるところ、前述のとおり、初回報告時点では財産の存否ないし内容に関する裏付けがない場合もあることに鑑みれば、年間収支予定表の記載内容は、ある程度抽象的なものとならざるを得ない場合もあると思われる。また、年間収支予定表の作成は、その後の財産管理の方針を立てるためのものであることを併せ考えると、収支の項目としてどのような項目が挙げられるかについては可能な限り把握し、正確に記載していただく必要があるが、それぞれの項目における金額については、もともと正確に見通すことが困難な場合も多いと思われるので、概算額を記載する程度にならざるを得ないことも多いと思われる。したがって、設例にあるような配当金については、例えば前年1年間の実績に基づく概算額を記載することで足り、過去の実績に基づいて配当金の正確な予想額を算出する必要はない。

2 定期報告における定期預金の残高証明書の提出の要否

定期預金は解約しない限り記帳されないと思われるが、後見センターが、定期報告に際し、通帳の写しに加えて報告期間の末日時点における定期預金の残高証明書の提出を求めているのはなぜか。また、以下のような場合においても、残高証明書の提出を要するか。

- (1) 報告期間内(1年以内)に通帳が繰り越され、繰越前の通帳と併せて、繰越後の通帳(繰越時の定期預金が所定欄に記載されているもの)を提出する場合
- (2) インターネットバンキングを利用している場合において、報告期間の末日時点における定期預金残高が表示された画面をプリントアウトして提出する場合

定期預金は解約しない限り記帳がされないというのはそのとおりだと思われるが、後見監督を行う裁判所としては、報告期間末日時点における定期預金の有

無いし額を確実に把握する必要があるところ、裁判所としては、提出された通帳の写しが報告期間末日以降に作成されたものであるかが判断できず、提出された通帳の写しだけでは、報告期間末日時点における定期預金の有無ないし額について確実に把握することができない。そのため、後見監督の必要上、また不正防止策の一環として、定期預金につき残高証明書の提出を求めているので、ご理解をいただきたい。

小問(1)の場合は、通帳の繰越時点を最終記帳日と見ることができるから、それが1年以内ということであれば、原則として残高証明書の提出は不要である。ただし、残高証明書の提出を求めるか否かは事案に応じた裁判官ごとの判断であるため、事案によっては、通帳が繰り越された時期や当該定期預金の金額などを踏まえて、残高証明書の提出を求めることもあるので、その際はご協力いただきたい。

小問(2)については、プリントアウトされたインターネットバンキング上の画面から報告期間末日時点における定期預金の存続と残高金額が確認できる場合には、残高証明書の提出は不要である。

3 居住用不動産処分許可申立てにおける固定資産評価証明書の提出

居住用不動産処分許可申立てに際し、当該不動産の固定資産評価証明書の提出を求められた事案と求められなかった事案がある。固定資産評価証明書は、必ず提出しなければならないものか。そうでないとするれば、どのような場合に提出を要するのか。

裁判所が居住用不動産の売却処分の許可を判断する際には、その価格が相当なものか否かについても審査している。その際に最も有益な資料となるのは査定書であるが、さらに事案ごとの必要性に応じて、固定資産評価証明書の提出を求めることもある。

固定資産評価証明書は、査定書等と同様に不動産の価格を示す客観的資料であるが、不動産の取引価格は、一般的に固定資産評価額よりも高くなることから、提出された査定書の信頼性が高いものと判断され、その査定額と近似した額による売却が予定されている場合には、固定資産評価証明書の提出を求めないことが多いものと思われる。

他方で、特殊な事情のある不動産につき、査定額が極めて低額となり、その額で売却することが予定されている場合や、査定額を相当下回る価格による売却が予定されているような場合には、そのような価格で売却することの合理的な説明と併せて、そのような特

殊な事情を考慮しない場合の当該不動産の客観的な価格はいくらかを判断するための資料として、固定資産評価証明書の提出を求めることがあるので、その際はご協力いただきたい。

4 本人との面会の頻度に関する判断

後見人が本人と面会する頻度について、例えば、親族が頻繁に施設入所中の本人の下に面会に訪れており、その親族から本人の健康状態その他近況を知らせてもらえる場合には年1回とし、施設入所中でも天涯孤独の本人については年4回とするなど、本人の状況によって面会の頻度を変えることに問題はないか。

本人との面会のあり方については、日々の後見業務を行うなかで非常に迷われるところもあると思われる。もっとも、本人との面会の頻度は、後見人が判断すべき事柄であり、裁判所が具体的に判断できるものではないので、ここでは、本人との面会のあり方に関する一般論として説明させていただく。

一般的にいえば、身上監護に当たっては本人が置かれている環境等を本人の福祉に資するように調整することが必要となる場所、本人の心身の状況や居住環境等を具体的に確認することによって、例えば、本人の心身の状況の変化が確認できれば、居住環境を変えたり、介護サービス等の変更を考えたりすることにつながるし、本人の心身の状況に変化がない場合でも、介護サービス等の履行状況に問題があることが確認できれば、その是正を求めることにつながり、結果的に本人の福祉の向上を図ることができる。このように考えると、本人との面会の在り方は、本人の心身の状況（後見相当か保佐相当か補助相当等の種類の違いも含む。）や、居住環境等によって異なってくると思われる。また、面会の目的が飽くまで状況確認であることに鑑みれば、本人と面会する親族等を通じてその状況を的確に確認できるか否かによっても、必要となる面会の頻度は異なってくると思われる。

具体的に述べると、例えば、本人の心身の状況が不安定であり、その変化の程度によって、施設を移転したり介護サービスを追加・変更したりする必要がある場合には、本人の様子を細かく確認する必要があるから、一般的には高い頻度で面会することが求められるように思われる。この場合に、親族や施設が後見事務に協力的であり、それらの報告によって本人の様子を的確に確認できるときは、後見人による面会の頻度が少なくとも直ちに本人保護を阻害するとはいえないが、親族や施設の報告によっても本人の様子を

的確に確認できなかったり、そもそも報告してくれるような親族がいなかったりするときは、相対的に面会の頻度を高めることが求められるように思われる。

5 推定相続人の意思確認の要否

後見人が多額の支出をしたり不動産を売却したりする場合、推定相続人の意向を確認することがある。しかし、そもそも推定相続人の同意が要件とされているものではなく、①本人が推定相続人と疎遠である場合もあること、②むしろ反対の意向を示されることで後見事務を進めにくくなる場合があること、③推定相続人の意向確認作業は作業負担が重いことに鑑み、推定相続人の意向を確認することなく、又はその意向に背いて、後見人の判断で後見事務を遂行することに問題はなにか。

推定相続人の意向確認の是非や、その同意を得るか否かの判断は、もっぱら後見人の裁量に委ねられるべき事項であり、それが本人の利益保護に資するか否かという観点から要否を判断していただければ足りる。その際の考慮要素として、例えば、推定相続人が本人の身上監護のキーパーソンである場合には、良好な関係性を保つことが本人の利益保護につながる人が多いと思われるし、本人財産がいずれ相続財産となるものであることに鑑みると、本人財産の支出に当たり推定相続人から事実上の同意を得ておいた方が、後日のトラブル防止、ひいては本人の利益保護のために効果的な場合もあると考えられる。

このような観点から設問に関して申し上げると、本人と推定相続人との関係が疎遠である場合は、本人の利益保護という観点からは、推定相続人の意向を確認することが相当な場合はさほど多くないと思われる。また、後見事務の円滑な遂行のためには、推定相続人の意向を確認する場合であっても、最終的には後見人が判断する事項であり、必ずしも推定相続人の意向に従うものではないことをあらかじめ念押ししておくことが相当な場合もあると思われる。一方で、本人の利益保護の観点から推定相続人の意向を確認することが相当と判断される事案においては、作業負担の重さから意向確認を省略すると、後見人が後日のトラブルに巻き込まれるおそれもあるので、慎重な判断が望ましい。

6 信託利用の適否の判断における遺言書の位置付け

例えば、「長男にはA銀行の預金、二男にはB銀行

の預金、三男にはC証券の株式をそれぞれ相続させる」などと、相続人に相続させる財産を具体的に指定した遺言書の存在及び内容が明らかである場合、信託利用の適否の検討においてどのように考慮すべきか。

本人の財産に関する遺言が存在したとしても、本人の存命中に後見人が本人の利益のために行う財産処分を妨げるものとは解されず、遺言の存在は、基本的には信託利用の妨げにならないものと解される。ただし、設問のような特定の預貯金を特定者に相続させる内容の遺言の存在が明らかになっている場合には、信託後見人がこれを解約して信託を利用することでその遺言の内容を実現することができなくなり、本人意思に抵触するおそれがあることに加えて、親族との紛争が生じるおそれもあることから、遺言の名宛人となった推定相続人が当該預貯金を信託財産とすることに同意しているような場合を除き、信託には適さないと判断がされることが多いと考えられる。

なお、遺言が存在することが明らかであっても、これを知る関係者が開示しないためにその内容が不明であるような場合には、信託後見人がその内容を積極的に調査する必要はないし、内容不明であるという一事をもって信託不適と判断することも相当ではないので、留意されたい。

7 信託利用の適否の判断における有価証券の位置付け

親族後見人が1000万円を超える預貯金を管理しているが、それ以外に評価額が1000万円を超える有価証券も管理している場合、従前の本人の意思を尊重し、又は配当金収入のメリットを考慮して、その有価証券を保有したまま、預貯金についてのみ信託を利用することが可能か。このような場合において、信託を利用するには、その有価証券を売却しなければならないか。

信託は不正防止手段であるから、信託利用後に後見人の管理する流動資産が多額とならないことを前提としている。その場合の流動資産には、現預金のみならず換価が容易な有価証券も含まれるが、信託の対象となるのは預貯金を解約し、又は払い戻した後の現金のみであって、有価証券は信託の対象とならない。そのため、信託利用後も後見人が高額の有価証券をそのまま管理することとなる場合は、後見人の手元になお多額の流動資産が残ることとなり、信託の目的が達成できないことになる。

そのようなことから、設問の事案のように、親族後見人が本人の意思や配当金収入のメリットを考慮して、

有価証券をそのまま保有したいとの意向を示している場合は、預貯金についても信託の利用を求めることなく、監督人を選任することが多いと思われる。仮に、有価証券を保有したまま預貯金の一部のみ信託したいとの意向を示されたとしても、前述のとおり信託の目的が達成できないため、これに応じることは困難であると思われる。

なお、設問の事案において、親族後見人が有価証券を売却した上で信託を利用したいとの意向を示した場合は、これに応じているが、裁判所の方から、親族後見人に信託を利用させるために有価証券の売却を求めることはない。

8 信託後見人が前提事務の処理を行うべきか否かの判断

後見センターの「信託後見人の職務について」は、信託後見人に対し、前提事務（保険金請求、不動産任意売却、遺産分割協議等）を処理する必要がある場合はそれを終えた後に信託財産額を設定するよう求めているが、具体的事案について後見センターに相談すると、それらの前提事務は信託利用後に親族後見人が処理する（その後必要があれば親族後見人が追加信託する）という前提で信託利用の適否を検討するよう指示されることがある。信託後見人が前提事務を行うべきと判断される事案と、そうでない事案との区別は何か。

まず、信託後見人を選任した段階で、信託契約の締結の前提となり得る事務の存在が記録上明らかとなっている場合であっても、その全てについて信託後見人に処理を委ねるものではなく、前提事務の内容ないし進捗状況、親族後見人の意向等を踏まえて、前提事務の処理を信託後見人に委ねるべきかどうかを判断している。例えば、遺産分割を目的とした後見開始申立てであっても、既に相続人間で法定相続分により分割することにつき事実上の合意ができており、それにより本人が遺産を取得しても追加信託までは要しないと思われる場合は、遺産分割は親族後見人ないし特別代理人の処理に委ね、信託後見人には、近い将来に遺産を取得することを前提に手元金を設定するなどした上で、現状の現預金のみを前提に信託の検討を求めることがある。また、同じく遺産分割を目的とした後見開始申立てであっても、親族後見人が専門職による処理を望まず、親族間の問題なので自ら時間をかけて調整をしたいとの意向を示しており、遺産の内容からしても必ずしも専門職の関与を要しないと判断

された場合は、遺産分割は親族後見人ないしは特別代理人の処理に委ね、分割後に必要に応じて追加信託の検討を求める前提で、信託後見人には現状の現預金のみを前提に信託の検討を求めることがある。

また、信託後見人を選任した時点では前提事務の存在が明らかになっておらず、その後の信託検討の過程でその存在が明らかになったような場合も、その全てについて信託後見人に処理を委ねているわけではなく、同様に、前提事務の内容、それが本人財産に与える影響の大きさ、親族後見人の意向等を踏まえて、前提事務の処理を信託後見人に委ねるべきかどうかを判断している。

親族後見人は、信託後見人が前提事務を処理した場合に付加報酬が発生することを認識していないことも多く、報酬の支払をめぐるトラブルとなることもある。信託後見人は、選任後に前提事務の存在を把握した場合のみならず、記録上前提事務の存在が明らかである場合であっても、それを自ら処理すべきか否かについて迷いが生じた場合は、裁判所に照会していただきたい。

9 専門職による信託利用と報酬

いわゆる資産高額事案においては、専門職後見人に対して信託希望確認がされ、信託の利用を希望しない場合は後見監督人が選任されるのが一般的であろうと思われるが、後見監督人が選任された場合、後見人の報酬額はどのような影響を受けるのか。また、後見人が信託の利用を希望した場合と、後見監督人が選任された場合とで、報酬額に差異は生じるのか。

資産高額事案において専門職後見人について後見監督人が選任された場合、基本報酬については、従前後見人1人に付与されていた額を、後見人と監督人とで分け合う形となるため、後見人の基本報酬額は減額されることになる。これは、この運用が専門職後見人による不正事案の発生を契機として開始されたものであり、この運用を開始したことで本人財産への負担を増加させることは相当でないとの判断によるものである。

後見人が信託の利用を希望した場合も、後見監督人が選任された場合と同様に基本報酬額は減額されることになるが、信託の利用も監督人の選任も同じ目的によるものであることから、減額後の基本報酬額は「概ね同程度」となることが想定されている。両者の報酬額に関するこれ以上の具体的な説明については、差し控えていただきたい。

10 専門職後見人に監督人が選任された場合における定期報告

弁護士後見人につき、資産高額であることを理由として監督人が選任された場合、裁判所への定期報告における報告期間や指定月はどのように変わるのか。また、それぞれ報酬付与申立てをするに際し、どのような資料を提出すればよいのか。

専門職後見人に監督人が選任された場合、指定月及び報告期限は1か月後にずれるが、報告期間（締め日）は異ならない。例えば、指定月が7月であり、6月末日締めの後見等事務報告書を8月15日までに提出することとなっていた事案において、監督人が選任された場合、報告期間は6月末日締めで変わらないが、指定月は8月となり、監督人は監督事務報告書を9月15日までに提出することになる。

また、監督人が選任された後の定期報告を兼ねた報酬付与申立てについては、後見人が監督人を通じて申し立てるなどして、できる限り同時に申立てをしていただきたい。その場合の提出書類として、報酬付与申立書、報酬付与申立事情説明書及び付加報酬を求める場合の裏付資料は、後見人、監督人のそれぞれに提出していただく必要があるが、付加報酬を求める場合の裏付資料が共通する場合は、いずれか一方に提出していただければ足りる。

財産目録及び通帳写し等の裏付資料については、既に監督人が後見人から提出を受けて確認しているはずであるので、裁判所に対しては、監督人から財産目録を提出していただければ足り、後見人からは財産目録を提出していただく必要はないし、その裏付資料については、後見人、監督人のいずれも提出する必要はない。

死後事務と引き継ぎ

1 死後事務許可申立ての実情

死後事務許可申立ての申立件数、そのうち認容審判がされた割合、申立てから審判までの一般的な所要日数を教えてほしい。

いわゆる円滑化法の施行（平成28年10月）から平成29年6月末までの間の死後事務許可申立ての件数は約290件であるが、そのうち、①死体の火葬等に関する契約の締結の許可申立てと、②債務弁済のための預貯金の払戻しの許可申立てがそれぞれ140件弱に及んでおり、それら以外には、③本人の居室に関する

電気、ガス、水道等供給契約解約の許可申立て、④本人の居室の賃貸借契約解除の許可申立て、⑤本人所有の動産の寄託契約締結の許可申立て等がわずかにみられる程度である。

死体の火葬等に関する契約の締結の許可申立てについては約5%が、債務弁済のための預貯金の払戻しの許可申立てについては約10%が取下げにより終局しているが、それら以外はほとんど全てについて認容審判がされている。

申立てから審判までの所要日数は事案の内容によって異なるが、死体の火葬等に関する契約締結の許可申立ては、相続人が遠隔地にいるため連絡が取れないとか、疎遠であったため関わりを拒んでいるなどの事情の下でされるものであり、性質上急を要するものが多い。そのため、当庁では、申立てを許可することにつき特段問題がないと判断される事案であれば、通常は申立てを受理した当日又は翌開庁日には許可審判を行っている。

2 永代供養に関する契約締結の可否

(1) 身寄りがいない本人が相応の財産を遺して死亡したが、生前に永代供養を希望していた場合、後見人が家庭裁判所から死後事務の許可を得ることで、永代供養に関する契約を締結し、永代供養費等を支払うことができるのか。

本人が死亡したが、設問のように相続人が存在せず、又は疎遠であるために本人の遺骨を収納した墓地を管理する者がいないなどの理由により、後見人から永代供養に関する契約締結の許可申立てがされることがある。しかしながら、永代供養といった行為の性質や、永代供養料は相応の金額となるのが通常であることからすると、これを直ちに「相続財産の保存に必要な行為」（民法873条の2第3号）に該当すると判断するのは困難というべきである。永代供養については、相続人が存在する以上はその判断に委ね、相続人が関わりを拒む場合は相続財産管理人（民法918条2項）に引き継ぎ、相続人が存在しない場合は相続財産管理人（民法952条1項）に引き継いだ上で、その判断に委ねるのが原則というべきである。

(2) 本人が遺した財産がわずかである場合はどうか。

わずかとはいっても、永代供養がまかなえるぐらいの額はあるという前提となるが、相続人が存在しない中、本人が遺した少額の相続財産の限度で本人のために永代供養を行うような形であれば、これを

「相続財産の保存に必要な行為」と評価する余地もあるものと解されるし、全ての相続人が直接の関わりを拒みつつも、後見人に永代供養を委ねる意思を示しているのであれば、委任に基づく行為としてこれを行う余地もあるものと解される。

3 後見人報酬の支払を受けるための預貯金払戻しの可否

(1) 後見人が付与審判を受けた最終報酬の支払を受けることを目的とした預貯金払戻しにつき、許可審判がされた例はあるか。あるとすれば、どのような事案において許可がされているか。

報酬の支払を受けるための預貯金払戻しが許可された例は、既に複数件存在する。

主に問題となるのは、それが「相続財産の保存に必要な行為」といえるか否かであるが、本人の生前から推定相続人である親族と後見人との関係が陰悪であったような事案において、報酬支払がされないままに相続人に預貯金が引き継がれると、後見人と相続人との間に報酬支払をめぐる法的紛争が生じ、遅延損害金の発生等によって相続人が相続によって得られたはずの財産が目減りすることとなるのみならず、相続人には法的紛争に伴う費用の負担も生じるおそれがあるとの理由から、当庁では、かかる事態を避けるための預貯金払戻しについては、「相続財産の保存に必要な行為」とみることができると解している（ただし、そのような事案では、「相続人の意思に反することが明らかなとき」との消極的要件の該当性も問題になることがある点に注意を要する。）。

また、後見人と相続人との関係に問題がない事案であっても、相続人がいずれも遠隔地にいる上に高齢であるような場合は、相続人に預貯金を引き継いだ上で報酬の支払を受けるにも相当な手間と費用を要することが見込まれることから、かかる事態を防ぐための預貯金払戻しについても、「相続財産の保存に必要な行為」とみる余地があるものと解している。

一方、後見人と相続人との関係に問題はなく、しかも相続人はいずれも近隣地にいるとか高齢とはいえないような事案では、後見人による預貯金払戻しの方法によらずとも預貯金を引き継いだ相続人から報酬が支払われることが見込まれる以上、預貯金払戻しを「相続財産の保存に必要な行為」とみることが困難であるように思われる。

(2) 可否の判断は、申立時点において本人名義の預

貯金口座が凍結されているか否かによって異なるか。

本人名義の預貯金口座が凍結されていなければ、裁判所の許可審判がなくとも、後見終了時の応急処分や、相続人全員のための事務管理を根拠として、預貯金の払戻しをして、そこから報酬を確保することは可能と思われる。もっとも、預貯金払戻しの許可申立てがあった場合の判断は、申立時点において本人名義の預貯金口座が凍結されているか否かによって異なることはない。

4 相続人への資料の引継ぎ、相続人からの閲覧謄写申請の判断

従前から本人の親族（推定相続人）が後見人に対し、正当な理由なくして攻撃的な態度を示していた事案において、本人が死亡し、後見人が当該親族に対して引継ぎを行う場合、後見人の判断により、財産に関する報告書やその裏付資料のみを引き継ぎ、当該親族への開示は不相当であると判断した資料（当該親族の行動や、それに対する後見人の意見等を記載した報告書等）については引き継がなくてよい。また、当該親族から裁判所に対し、後見人が提出した報告書の全てについて閲覧謄写申請がされた場合、一般的にどのような判断がされているか。

後見人の任務終了に伴い、後見人は相続人に対して管理計算を行う義務を負うが、その内容は、「後見人の在職中に生じた財産の変動を明確にし、現在額を計算すること」をいうものと解されている。かかる管理計算のための書面ないし資料以外に、相続人に対してどのような資料を交付するかは、後見人の判断に委ねられており、裁判所が判断すべきことではない。ただし一般論としては、後見人が相続人との関係で、管理計算に全く関わらない事項に関する資料の引継ぎを強いられる立場にあるとは解されない。

後見人が裁判所に提出した報告書の全てについて相続人から閲覧謄写申請がされた場合の判断であるが、これまでは、家事事件記録が原則非公開であることから、相続人が遺産分割協議を行うために必要な資料（例えば、最終の財産目録及びその添付資料）のみを開示することが多かったと思われる。しかし、開示しないことでかえって親族に不信感を抱かせる場合もあると思われたことから、最近では、閲覧謄写申請を受けた裁判官が記録を確認した上で、開示することに特段支障がないと判断したものについては、後見人の意見を聴いた上で開示することもある。ただ、設問のように、親族が従前から、正当な理由なくして後見人に攻撃的

な態度を示していたような事案において、当該親族の行動やそれに対する後見人の意見等を記載した報告書を開示することは、後見人を無用な紛争に巻き込むこととなるおそれがあり、裁判所から開示についての意見を求められた後見人としては不相当との意見を述べるであろうし、裁判所も基本的には後見人の意見を尊重することとなるため、開示しないという判断をすることになると思われる。

5 相続人が複数存在する場合における引継ぎと引継困難な場合の対応

本人死亡後に相続人に相続財産を引き継ぐに際し、相続人が複数存在する場合であっても、他の相続人の意向にかかわらず、相続人のいずれか1人に相続財産を引き継げば足りるか。相続人全員の合意により受領代表者を選任するよう求めても、相続人間の対立が激しいために受領代表者が決まらない場合は、どうすればよいか。

元後見人が相続人のいずれか1人に引継ぎをすると、後に引継ぎを受けなかった相続人からクレームを受けるなどして紛争に巻き込まれるおそれもあることから、相続人調査を行った上で、相続人全員の合意によって受領代表者を選任してもらい、その者に引き継ぐという形をとることが多いようである。

一方、相続人間の対立が激しい事案では、受領代表者の選任を求めても選任できない場合が多いと思われるが、既に財産管理権を失っている元後見人が長期間にわたって相続財産を管理することは相当でないため、そのような場合は相続財産管理人（民法918条2項）の選任申立てを求めており、元後見人をそのまま相続財産管理人に選任することも多い。なお、相続財産管理人申立てが相当な場合としては、①上記のように相続人間の対立が激しく、受領代表者を選任できないような場合、②相続人の一部が行方不明であったり、連絡が取れなかったり、認知症のため判断能力がなかったりする場合、③相続人全員が遠隔地に在住していたり高齢であったりして、元後見人からの引継ぎに協力できず、むしろ元後見人による相続処理を望んでいる場合などが挙げられる。

6 民法918条2項に基づく相続財産管理人の選任

(1) 元後見人が民法918条2項に基づく相続財産管理人選任の申立てをするに際し、戸籍資料や相続財産の裏付資料として、どのような資料の提出を要するか。以前に後見事件において本人の戸籍や不

動産登記事項証明書を提出していた場合であっても、新たに取得して提出する必要があるか。

まず、本人（被相続人）が死亡したことの裏付資料（死亡記載のある除籍謄本、後見登記閉鎖事項証明書等）が必要であるが、これらは既に後見事件において取得しているはずであるから、その写しを提出すれば足りる。また、戸籍資料については、本人につき相続人が存在することの裏付資料となるものであり（相続人が存在しない場合は、民法952条1項に基づく相続財産管理人選任申立てが必要となる。）、元後見人において相続人調査を行っていれば提出は容易と思われるが、後見事件において提出した戸籍の写しを提出すれば足りる場合もあると思われる。相続財産の裏付資料（不動産登記事項証明書等）については、元後見人が申し立てる場合は申立時に提出する必要はないが、その場合は初回報告において提出を求めることになる。

(2) 民法918条2項に基づく相続財産管理人の選任審判においては、手続費用は申立人の負担とする旨の判断がされることが一般であるが、申し立てた元後見人がそのまま相続財産管理人に選任された場合、選任後に相続財産から手続費用の支払を受けることはできるか。

設問のとおり、手続費用は申立人の負担とする旨の判断がされることが一般であるが、相続財産管理人の元後見人に対する支払の是非は、相続財産管理人としての立場において判断していただくことになる。ただし、この場合における元後見人による相続財産管理人選任申立ては、相続人全員のための事務管理とみることができるし、その費用を元後見人が自ら負担する理由に乏しいことから、相続財産管理人が有益費とみた上で支払をしている場合が多いものと認識している。

(3) 民法918条2項に基づく相続財産管理人の権限は、民法952条1項に基づく相続財産管理人の権限と同じであると考えてよいか。

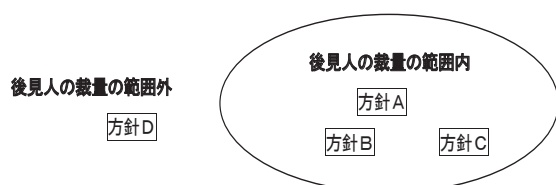
いずれの相続財産管理人の権利義務についても民法27条ないし29条が準用されているため（同法918条3項、953条）、法的には権限は同一であるが、民法918条2項に基づく相続財産管理人は、民法952条1項に基づく相続財産管理人と異なり、相続人の法定代理人として相続財産を現状のまま維持すべき立場にある。そのため、例えば、相続財産に属する不動産が存在する場合、民法952条1項に基づく相続財産管理人であれば、相続財産の清算の

ために権限外行為許可を受けて売却に至るのが通常であるが、民法918条2項に基づく相続財産管理人の場合は、相続人全員が同意しているなど特段の事情がない限り、裁判所が権限外行為許可をすることは困難と思われる。

後見人一般

1 後見人の裁量

- (1) 連絡票を用いて裁判所に照会すると、後見人の裁量判断に委ねる旨の回答を受けることが多いが、その場合、裁判所はどこまで判断し、どの判断を後見人に委ねているのか。



後見人が裁判所に照会する際には、必ず後見人としてどのような方針を採ろうとしているのかを示すようお願いしているところであるが、後見監督機関である裁判所が示された方針について判断するのは、「その事案においてその方針を採ることが、後見人の裁量の範囲内における判断といえるかどうか」ということだけである。この図でいえば、もし後見人が方針Dで進めたいということを示してきたら、裁判所としては、「この事案でそのような方法を採用することは相当でない」と指摘することになると思うが、後見人の示した方針がこの丸の中にあると判断すれば、後見人が示した方針以外に、もっと本人の利益になり得る方法がないかどうかということは検討せず、後見人の裁量判断に委ねる旨を回答することになる。この丸の中で考えられる方針のうちどの方針を選ぶかは、後見人がその裁量に基づき、責任をもって最終的に判断すべきことである。

ただし、後見人の裁量は相当に広いといわれているし、実際のところ、専門職後見人から方針Dが示されるということはほとんどない。ほとんどの専門職は、この丸の中でどの方針が本人の利益となり得るかを合理的に判断した上で、方針を定めていると認識している。

- (2) 後見人の裁量との関係で、裁判所に事前に照会すべき場合、臨時に報告すべき場合、定期報告時

に併せて報告すれば足りる場合の区別については、どのように考えるべきか。

(1)の説明からご理解いただけると思うが、後見人が事前に裁判所に照会することに意味がある場合とは、親族間対立が激しい事案を除けば、自分が立てた方針が後見人の裁量を超えている可能性があるかと判断した事案ぐらいだと思う。しかしながら、専門職が裁判所に事前照会する場合に、後見人としての裁量を超えている可能性があるかと判断している事案などはほとんどないだろうと思われる。事前照会する意義に乏しいものがほとんどではないかと思われる。今後は、以上の説明を踏まえて、裁判所に対する事前照会の要否をご判断いただきたい。

以上のとおり、現在、後見人から事前照会を受けていることの多くは、事後の報告で足りるものであり、しかも、基本的には年1回の定期報告の際に報告していただければ足りることであると考えている。定期報告以外の時期に、臨時に報告していただくべき場合としては、その事実を報告することで裁判所のその後の監督方法等が異なり得られる場合（例えば、流動資産が高額となったため、後見人に対して信託希望確認が行われたり、監督人選任が検討されたりする可能性がある場合）等が挙げられる。

2 後見人等候補者名簿の登載・非登載と専門職・非専門職

今は稀だと思われるが、選任時点で後見人等候補者推薦名簿に登載されていない弁護士を後見人に選任する場合は、一律に非専門職として扱うのか。一方、選任時点では名簿に登載されていたが、後見人在任中に名簿登載要件である年齢を超過したために名簿に登載されなくなった場合、その時点で一律に非専門職として扱うのか。それらの運用は、どのような根拠によるのか。

- (1) まず前提として、後見センターでは、専門職団体が作成した後見人等候補者名簿（以下、単に「名簿」という。）の登載者については、一律に「専門職」として扱っている。専門職という概念は、主に不正防止の観点から、裁判所による監督の在り方を定めるに際して用いている概念であって、専門職であるか否かはあくまで内部的な区分けにすぎないのであるが、専門職でなければ、弁護士等の有資格者であっても親族後見人と同一に扱うこととなるため、支援信託の利用や、監督人の選任等に関する運用

等が異なることになる。

- (2) 設問についてみると、名簿非登載の弁護士が手続代理人となり、さらに自身を後見人候補者として後見開始を申し立てる例は時折みられる。そのような場合に当該弁護士を後見人に選任することもあるが、後に名簿に登載されるなどの事情がない限り、その後見人は弁護士であっても非専門職として扱われることになる。一方、選任時点では名簿登載の専門職であっても、後見人在任中に名簿登載要件を失ったことで名簿に登載されなくなった場合は、基本的には後見センターがその事実を把握した時点で、弁護士であっても非専門職として扱うことになる。かかる運用は弁護士に限るものではなく、司法書士など他の専門職についても同様である。
- (3) 後見センターがそのように、名簿の登載・非登載によって運用を異にしているのは、名簿登載者は、所属団体において名簿に登載されるために継続的に必要な研修を受講しており、また、所属団体による事実上の監督の下にあることを重くみていることによるものである。今年3月には、日弁連から各弁護士会に対し、名簿の活用の在り方について家裁に協議の申入れを行うよう要請があり、これを受けて後見センターも東京三弁護士会と協議を行った。また、成年後見制度利用促進基本計画においても、専門職団体に対しては、名簿の整備が求められているとともに、家裁との間で不正防止に向けた緊密な連携が期待されている。このようなことから、今後基本計画に基づく施策が推進されていくに伴い、裁判所はこれまで以上に、専門職団体作成の名簿ないしは名簿登載の有無を重くみていくことになると思われる。

3 後見人解任申立てがされた場合の審理

- (1) 親族から後見人解任申立てがされたが、従前の経緯や申立書の内容からして、申立てに理由がないことは明らかと思われたにもかかわらず、裁判所からは申立人への開示を前提とした反論書の提出を求められた。一般的に、後見人解任申立てがされた場合は、どのような審理を経て判断に至っているのか。
- 設問のとおり、裁判所からみても、申立時点で判断の方向性がある程度見えているような事案であっても、後見人にはまずは反論を求め、後見人から反論書が提出されたら申立人に再反論の機会を与えた上で判断するという形をとっているのが一般である。
- ところが、書記官が専門職後見人に対し、解任申立書を閲覧謄写して反論するよう求めたのに対し、

後見人から、「なぜ、このような明らかに理由のない解任申立てに対して反論しなければならないのか。裁判所の方でさっさと却下してくれればいいではないか。」という反応を示されることがある。従前の後見人からの報告内容や申立書の内容に鑑みれば、そのような反応も理解できるところであるが、裁判所が中立性のみならず中立らしさをも堅持し、双方の言い分を聴いた上で判断を示すことが、その後の円滑な後見事務の遂行につながることも判断した上での進行であるので、ご理解をいただきたい。

- (2) 反論に際しては、従前の定期報告の際に提出した資料であっても、改めて提出しなければならないのか。

反論書を提出する際に注意していただきたいのは、解任事件の記録と、もともとの後見事件の記録は別だということである。解任申立てに対する判断は解任事件の記録のみによって行うことになるので、反論の裏付資料は、後見事件の報告の際に提出したものであったとしても、改めて提出し直していただきたい。

なお、反論書の中で、「平成〇年〇月〇日付け後見等事務報告書〇頁参照」というように、後見事件の報告の際に提出した資料を特定して引用する場合は、当該資料を事実の調査の対象とするので、改めて提出し直す必要はない。しかしながら、事実の調査の対象とした書面等は申立人に閲覧謄写の機会を与えることになるため、反論書において資料を引用する場合は、その点に注意していただきたい。

裁判所からのお知らせ

印鑑証明書の交付申請に際しての注意点

平成30年1月1日より専門職後見人等が届け出た印鑑（職印）に関する書記官名の証明書を交付する運用を開始する。そこで、本日は、印鑑証明書の交付申請に際して注意していただきたい点をお伝えしたい。

1 印鑑届及び後見登記事項証明書コピーの提出と一緒に申請を

申請をする際には、印鑑届の提出と3か月以内に発行された後見登記事項証明書のコピーを一緒に提出していただく必要があるので、ご協力をお願いしたい。開始登記が未了の場合や未成年後見の場合には、後見登記事項証明書コピーの提出は不要である。

2 印鑑届は所定の書式を使用して提出を（申請書は適宜の書式で可）

東京家裁後見センターにおいて使用する印鑑届の書式は右下掲載の通りであり、必ずこの書式を使用した印鑑届の提出をお願いしたい。冒頭の事件番号は、追加選任された場合でも常に開始事件番号（一緒に提出していただく後見登記事項証明書に記載されている事件番号）を記載すること、本人と後見人等の各氏名と住所を記載すること、本人と後見人等の種別を○で囲むこと、をお願いしたい。また、□の枠の中には届け出をする印鑑を押印していただくことになるが、その際には、濃くかつ鮮明な印影になるよう注意していただきたい。この印鑑届の写しを作成・添付して証明書を作成することになるため、印影が薄かったり不明瞭だったりして証明書の作成に支障が生じるような場合には、印鑑届の出し直しをお願いせざるを得なくなることから、印影については鮮明なものになっているかを確認していただきたい、この点は特にお願いしたい。

今回掲載した書式は後見人等の書式であり、監督人用の書式は別に用意しているので、監督人として印鑑証明書が必要な場合には、そちらを利用していただきたい。書式のデータは、所属する弁護士会から適宜取得して、使用していただきたい。

なお、印鑑証明「申請書」については、特に所定の書式はないので適宜申請していただいて構わない。

3 印鑑届に記載する本人情報及び後見人等情報は後見等登記と一致しているか確認を（後見等登記に戸籍名が登録されている場合は、印鑑届の後見人等氏名欄に通称名と戸籍名の併記を）

印鑑届に記載していただく本人情報及び後見人等情報は、一緒に提出していただく後見登記事項証明書コピーにある記載と一致しているかを、申請前に必ず確認するようお願いしたい。その前提として、後見等登記には最新の情報が登録されているか、変更事項があれば変更登記手続がなされているかについても、事前に確認していただきたい。また、後見等登記に戸籍名が登録されている場合は、印鑑届の後見人等氏名欄に通称名と戸籍名を併記するようにしていただきたい。

4 必要な事案において、必要な場面に至ってから申請を

印鑑証明書は、基本的には法務局に提出するために必要なものと理解している。そうすると、不動産登記申請に際して取得できれば必要十分と考えているため、

専門職後見人等においては、必要な事案において、必要な場面に至ってから、印鑑届の提出と印鑑証明書交付申請をしていただきたく、ご協力をお願いしたい。

また、裁判所発行の印鑑証明書を使用するメリットは、市区町村発行の印鑑証明書と異なり、自宅住所を明らかにする必要があるという点にある。このため、既に本人や親族等が自宅住所を知っているような場合、継続事案において既に後見等登記に自宅住所が登録されているような場合、後見人が法人であるような場合には、特に裁判所発行の印鑑証明書を取得するメリットはないと思われる。したがって、必要がなければ印鑑届を提出することは控えていただきたい。

5 後見人等としての資格証明については従前どおり別途証明書等の取得を

今回発行する証明書はあくまで「印鑑」に関する証明書であって、後見人等としての資格を証明するものにはなっていない。したがって、資格証明については、従前どおり後見登記事項証明書や選任審判書謄本を別途取得する必要があることに、ご留意いただきたい。

最後に、不動産の所在によっては東京以外の法務局に不動産登記申請をすることも考えられるが、東京以外の法務局については、裁判所発行の印鑑証明書をどのように取り扱うか確認ができておらず、従来どおり市区町村発行の印鑑証明書の提出を求められることもあると思われるため、その点はご理解いただきたい。

平成30年（家）第123456号（開始事件番号）
 成年被後見人・被保佐人・被補助人・未成年被後見人 後見太郎
 （住所 東京都千代田区南町1丁目2番3号）

印 鑑 届

平成30年4月1日

東京家庭裁判所家事第1部2係 御中

東京都港区北町2丁目3番4号
 届出人（成年被後見人）保佐人・補助人・未成年被後見人
 東京次郎

頭書事件につき、次の印鑑を届出人の印鑑として使用したくお届けいたします。

